

「第八次宮崎県森林・林業長期計画（素案）」に対する意見募集結果について

「第八次宮崎県森林・林業長期計画（素案）」について、令和2年12月16日（水）から令和3年1月15日（金）までの間、県のホームページなどを通じて、県民の皆様からの御意見を募集しました。その結果、11名の方から16件の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。

いただきました御意見要旨及び県の考え方につきましては、以下のとおりです。

No.	該当ページ	該当箇所、項目等	御意見要旨	県の考え方
1	25 73	新規就業者の確保・定着 担い手確保・育成プロジェクト	外国人材の受入れ検討とあるが、現在担い手不足が深刻化しており、具体的なタイムスケジュール等の記載及び可能な限りスピーディーな対応をお願いしたい。	外国人材の受入れについては、現在、林業は技能実習2号（在留期間3年）の対象外でありますので、国の外国人技能実習制度見直しの動向を注視するとともに、県内団体等の意見を伺いながら対応してまいります。
2	28 48,49	県土の保全の現状 安全・安心な森づくりの推進	誤伐・盗伐問題による森林荒廃の現状と取組についてもう少し踏み込んで追加していただきたい。	誤伐・盗伐(無断伐採)と森林荒廃の因果関係については明らかとなっていないことから、本計画では詳細な分析はしていません。 なお、無断伐採の未然防止に向けては、本計画においても現状を踏まえ、伐採届制度の適正な運用や流通木材の合法性の実証などに取り組むこととしたところです。
3	36	計画の目標と施策の基本方向 素材生産量 190万m ³	人口減少による国内の需要の大幅な減少を、県外出荷・海外輸出などにより最小限に抑制し190万m ³ と試算しているが、国内と海外の需要の割合をどの様に考えているのか。 また、素材生産量と需要のバランスはとれるのか。循環型林業を推進するうえで、木材価格の安定が一番の課題と思われる。	素材生産量については、190万m ³ から産出される製材品92万m ³ のうち、海外への輸出は約3%と見込んでいます。なお、輸出用丸太は、前述の190万m ³ の外数としています。 新設住宅着工戸数は今後10年で大きく減少し、木材需要の減退が見込まれますが、海外輸出のほか、従来県産材が使われていない住宅部材でのシェア拡大や非住宅分野での販路開拓などにより、新たな県産材の需要を掘り起こし、需給バランスの確保に努めてまいります。
4	36	計画の目標と施策の基本方向 再造林率 80%	木材価格の低迷による林業経営意欲の低下や後継者不在により再造林率が年々減少している中、再造林率80%の目標は、造林用苗木の確保、経営放棄山林の問題等を解消するための具体的な手法を明確にしなければ困難に思われる。 また、SDGsや地球温暖化に対する関心が高まる中、それらと相性が良い林業界に予算を取り込むことはできないか。 (企業に伐採後の経営放棄山林を購入していただき再造林を行うなど)	再造林率80%の目標達成に向け、従来の露地苗生産に加え、周年植栽が可能なコンテナ苗の生産拡大や森林経営管理制度に基づく適切な森林の管理を推進することとしています。 SDGsへの貢献については第2章第3節に記述していますが、御提言のあった経営放棄山林の対策については、今後の参考とさせていただきます。

No.	該当ページ	該当箇所、項目等	御意見	県の考え方
5	44	森林計画制度に即した適正な森林の整備・保全	<p>森林計画制度や森林経営管理制度は市町村が主体となっているが、市町村においては人員や専門職の不足等から、効率的に運営されているとは言いがたい現状である。</p> <p>また、本県は、森林資源が充実し、全国に先駆けて皆伐・再造林時代を迎えている一方で、無断伐採の発生や再造林が十分にできないなどの課題に直面しており、これらは近い将来全国に広がっていくことが予想される。</p> <p>全国で真っ先に新たな林政の課題に直面した県として、市町村との「より強力な連携」など、積極的な施策を打ち出していきたい。</p>	<p>「県と市町村との連携等」については、森林法において、森林計画制度の適正な運用に向けて、県は必要な助言・指導その他の援助を行うよう規定されており、その一環として、無断伐採の未然防止や再造林の推進に向けて市町村や警察など関係機関と連携した伐採現場のパトロールなどに引き続き取り組んでいくこととしています。</p> <p>また、森林経営管理制度の推進に向けた体制を整備することは重要であるため、県では、市町村を取り巻く状況を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、実情に応じたきめ細かな支援に取り組んでまいります。</p>
6	45	公的関与による森林管理	<p>森林所有者自らが経営管理できない森林について、公的機関が適切に経営管理を担うことは、森林の持つ公益的機能が発揮され、私たちの生活を守る意味でも大事なことだと思うので、今後の取り組みに期待している。ぜひ、適切な森林管理を進めていただきたい。</p>	<p>公的関与の中心的役割を担う市町村との連携を強化しながら、適切な森林管理に向けしっかりと取り組んでまいります。</p>
7	72	多様な担い手の確保・育成 人材の確保・育成 就労環境の改善等	<p>林業従事者の業務は危険を伴い技術習得も容易ではないことから、林業大学の規模を拡大し多くの林業従事者を輩出できる体制を整えていただきたい。</p> <p>また、林業従事者が安定的な収入を確保できるよう、環境保全事業に携わる観点を考慮し対策を講じてほしい。</p>	<p>「みやざき林業大学校」では、即戦力となる新規就業者や高度な技術力を備えた人材及び林業振興等にリーダーシップを発揮する人材育成などの研修コースで、年間400人を超える研修を実施しておりますが、規模拡大については今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>また、県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、改善計画の認定を受けた事業者に対する就労環境整備等への支援を行っているほか、森林経営管理制度により安定的な経営が実現できるよう「ひなたのチカラ林業経営者」の育成にも努めており、林業従事者の安定的収入確保につなげたいと考えております。</p>
8	75	中部地域 (4)指標	<p>各地域の目標値について、意向調査面積(中部地域)と経営管理権の設定面積(西諸県地域、西臼杵地域)と使い分ける意味はあるのか。</p>	<p>森林経営管理制度については、その中心的役割を担う市町村において取組が進められており、対象となる森林の状況や市町村の推進体制、進捗状況などは各々異なることから、それぞれの地域の実情に見合った目標を設定しています。</p>

No.	該当ページ	該当箇所、項目等	御意見要旨	県の考え方
9	77	南那珂地域 (4)指標	スギコンテナ苗木生産量について、南那珂地域(千本)、北諸 県地域(万本)となっており、統一した方が良いのではないかと。	御意見のとおり、万本単位で統一します。
10	78	北諸県地域 (2)地域の特性と課題	森林資源を持続的に確保するための再造林対策や、市町が中 心となり人工林を適正に管理する森林経営管理制度の運用が喫 緊の課題であるので、行政と民間との協議を行い、早急な取り 組みをお願いしたい。	県としては、市町村を取り巻く状況を踏まえ、実情に応じたきめ細かな 支援を行い、地区山会議等を中心に関係機関と連携を図りながら、再造林 対策をはじめ適切な森林の経営管理の推進に向けて取り組んでまいりま す。
11	79	北諸県地域 (3)重点的な取組 持続可能な林業の確立に 向けた再造林の推進	持続的な林業を展開していくため、スギ苗木の確保や植栽・ 下刈作業の低コスト化とあるが、森林組合等においては、現場 従業員の高齢化などにより、将来に向けて現場従業員の確保が 重要課題になっている。再造林の推進のためにも、作業環境の 改善・所得向上などによる、魅力ある事業体を構築することが 重要である。	県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、労働条件 の改善等に取り組む改善計画の認定を受けた事業者に対する就労環境整備 への支援を行っています。さらに、森林経営管理制度により安定的な経営 が実現できるよう「ひなたのチカラ林業経営者」の育成にも努めており、 魅力ある事業体の構築につなげたいと考えております。
12	79	北諸県地域 (3)重点的な取組 持続可能な林業の確立に 向けた再造林の推進	山林所有者が高齢になり境界もわからないところもあるの で、安定した原木供給を確保するためにも国土調査の早期完了 をお願いしたい。	県では、これまで森林整備地域活動支援交付金事業等により、森林整備 を推進するため約2万ヘクタールの森林境界の明確化活動に対する支援を 行ってきたところでありますが、今後とも県や市町村の地籍調査担当部局 と情報共有するなど連携しながら、森林境界の明確化の促進に努めること としております。
13	81	西諸県地域 (3)重点的な取組 森林経営管理制度の推進 等による適正な森林整備	森林経営管理制度の取組状況は各市町村で異なるため足並み を揃えるためにも、県が主導的に連絡調整する体制を整えてい ただきたい。 また、森林所有者が自ら管理することが困難な山林について は、委託管理ではなく、土地を含めた処分を考えていることが 多いため、公有林化の検討も必要と考える。	森林経営管理制度の推進に向けた体制を整備することは重要であるた め、県では、市町村を取り巻く状況を踏まえ、関係機関と連携を図りなが ら、実情に応じたきめ細かな支援に取り組んでまいります。 また、公有林化については一定の条件により森林環境譲与税の活用が可 能となっていますので、森林経営管理制度の主体である市町村に対して必 要な情報等を提供してまいります。
14	85	東白杵地域 (4)指標 1再造林面積	作業職員の高齢化、新規雇用の難しさで作業職員が減少する と思われるので、令和7年度、令和12年度の再造林の目標値 912haは困難な数字と思われる。 また、苗木も不足しており、再造林が増える要素が少ないと 考えられる。	今回の計画における再造林面積の目標値は、素材生産量を現状維持と し、資源の循環、保続の観点からこれに見合う再造林を目指すこととした ものです。 今後、更なる担い手不足等が懸念されますが、造林用機械の導入等によ る森林整備の労務軽減や周年植栽が可能なコンテナ苗の生産拡大等の対策 を講じ、計画達成に向けて取り組んでいきます。

No.	該当 ページ	該当箇所、項目等	御意見要旨	県の考え方
15	86	西白杵地域 (2)地域の特性と課題	<p>当地域においては、イノシシ・シカ・サル・ウサギ等による人工林の食害及び農作物等への被害も深刻であり、更なる有害鳥獣対策が必要となっている。</p>	<p>野生鳥獣被害対策については、第4章の基本計画の中に具体的な施策の展開の1つとして「野生鳥獣被害防止対策の推進」を掲げ、これらの施策に全県的に取り組むこととしております。</p> <p>西白杵地区におきましても、地域鳥獣被害対策特命チームとの連携による有害鳥獣に対する被害防止対策や、広域的な市町村連携の有害鳥獣捕獲を継続していくとともに、地区山会議等を中心に地域の実情に応じた効果的な対策を検討していきたいと考えております。</p>
16	88,89	計画の実現に向けて 「市町村」	<p>森林環境譲与税の譲与が始まり、市町村は森林経営管理制度に取り組んでいるが、市町村ごとに実態は大きく異なり、地域の森林組合等と上手く連携ができていないと感じられる。</p> <p>森林環境譲与税を活用し、市町村主導で地域の実態に応じた取組を進めるべきである。</p>	<p>市町村における林業行政の執務体制や森林環境譲与税の交付額など、その取り巻く環境は異なることから、本計画では公的関与による森林管理に向けて、市町村支援体制を強化するなど、適切な経営管理を推進することとしています。</p> <p>また、市町村に交付されている森林環境譲与税は、森林経営管理制度の推進に向けた森林整備やそのための人材確保・育成及びこれまでに実施できなかった独自の施策などへの活用も認められていることから、県としましては、関係機関と連携を図りながら、実情に応じたきめ細かな支援に取り組んでまいります。</p>